

令和4年 第7回

教育委員会定例会会議録

とき 令和4年5月24日

品川区教育委員会

令和4年第7回教育委員会定例会

日 時 令和4年5月24日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時37分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 根本 亮佑

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 38 号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案
請求
について
- 第 39 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請
案請
求について
- 協議事項 1 令和 4 年度教育委員会事務事業概要について
- 協議事項 2 令和 3 年度区立学校におけるいじめ事案について
- 報告事項 1 6 月補正予算について
- 報告事項 2 令和 4 年度第 1 回家庭教育講演会の開催について
- 報告事項 3 教職員の任免等について（退職）
- 報告事項 4 事務局職員の任免等について（休職更新）
- そ の 他 令和 4 年 7 月行事予定について

令和4年第7回教育委員会 定例会

令和4年5月24日

【教育長】 ただいまから令和4年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾教育長職務代理者、吉村委員を御指名いたします。両名の方よりしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに本日の会議の持ち方についてですが、日程第3、報告事項3 教職員の任免等について（退職）日程第3、報告事項4 事務局職員の任免等について（休職講師）この2件につきましては、人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認めまして、これら2件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第38号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について。日程第1、第39号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について。これらの議案は、一括して事務局から説明をお願いし、質疑の後、それぞれに採決をしてみたいと思います。では事務局からの説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について御説明いたします。

資料の1と2を御覧いただければと思います。東京都教育委員会は、学校教育職員の特殊勤務手当について、支給の範囲や水準の見直しを行うことといたしました。

また、特別区人事・厚生事務組合におきましても、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の見直しを行うことといたしました。

これらの動きを踏まえまして、品川区教育委員会においても、学校教育職員及び幼稚園教育職員における、教員特殊業務手当の見直しを行うとともに、あわせて統括副校長級、（6級職）の義務教育等教員特別手当を加えるため、条例の改正を行うものとなります。

改正内容は、支給額に関するものとなります。2改正内容（1）のAにお示ししましたとおり、学校教育職員の教員特殊業務手当の額について、従事した日1日につき1万6,000円を超えない範囲といたします。改正前よりも増額となっております。

また、イにお示ししましたとおり、統括副校長級（6級職）の義務教育等教員特別手当の月額について、8,570円を超えない範囲といたします。

これまでは、5級職の義務教育等教員特別手当の額が最大となっておりますが、今回の改正を受けて、6級職の額が最大となります。

続きまして、(2)のAにお示ししましたとおり、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の額について。従事した日、1日につき1万6,000円を超えない範囲といたします。学校教育職員の教員特殊業務手当と同様に、改正前よりも増額となっております。それぞれの条例については、公布の日から施行するものとなります。

1枚おめくりいただきまして、裏面を御覧ください。令和4年4月1日以降の勤務に係る教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当についてですが、今回の改正内容を適用するものとなります。そのため、改正内容を適用する場合には、改正前の規定において支給された手当は、内払いとなる予定でございます。以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質問があればお願いいたします。

吉村委員。

【吉村委員】 単純なことなんですけど、この特勤手当を、東京都がそういうふうに決めたということなんですけど、何か背景はどういうことがあるんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今の社会情勢が、学校の教員に対するニーズもいろいろ求められている中で、やはり今まで設定されていた額が低いのではないかといいところがありまして、まず、東京都教育委員会から改正されたという経緯があります。あわせて幼稚園につきましても、特別区の人事委員会で、同じような調整をしておりますので、それを受けて同額のものが設定されているということになります。

【吉村委員】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

富尾教育長職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 細かいことになりますが、改定内容イのところ、8,570円を超えない範囲とありますけれども、幼稚園職員とか、学校教育職員のAの部分については1万6,000円を超えない範囲というふうになっておりますけれども、こちらの増額幅が低いのは、何か、どういった理由だったのでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 今、お話しいただいたイにつきましては、統括副校長級(6級職)の義務教育等教員特別手当の月額という形になっておりまして、こちらについては、今まで、5級職のものが最大となっております、その時点での額が7,950円になっておりましたので、そこからの増額という形になっております。

Aにつきましては、こちらは、教員特殊業務手当になっておりまして、こちらが1日の額ということで、最大の額が1万6,000円ということになっております。

【富尾教育長職務代理者】 分かりました。

【指導課長】 種類が違うところで御理解いただければと思います。

【富尾教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。Aとイとは、併記して書いてありますけれども、内容的にはちょっと違うものだという事ですね。

ほかにいかがでしょう。

私から一つ、先ほど背景の説明がありましたけれども、6,400円が1万6,000円ということは、およそ150%の増ということになるわけですが、これまでこういう形での改正というのは特に行われてきていないんでしょうかね。今回の改正額というのが非常に大きいと思うんですが、毎年このように改善されるとは思えないんですが、その辺について何か情報があったら教えてください。

指導課長。

【指導課長】 こちらの教員特殊業務手当については種類がございまして、一つが非常災害時等の緊急業務ということと、あとは、修学旅行等の指導業務、そのほかに部活動の手当でもあるんですが、部活動についてはもう既に改正が行われているという経緯がありまして、今回、実際に増額になるものが、最初に申し上げた非常災害時の緊急業務と、修学旅行等の指導業務という形になります。

1万6,000円というところまで増額になっている項目としては、非常災害時の緊急業務における、特に被害が甚大な災害発生時、そのときに児童または生徒を含む避難住民の救援業務に従事したときということで、やはり東日本大震災の教訓からも、このようなケースにおいては、しっかりと手当していくという背景があるかと思います。以上です。

【教育長】 これは、この条例が公布の日から施行するという形になっておりますけれども、令和4年4月1日、今年度が一番最初に遡って関わって必要がある手当につきましては、出るという考え方でよろしいでしょうか。

指導課長。

【指導課長】 そのようになります。4月1日から既にお支払いをしておるものについては、内払いという形になりまして、最終的にはこちらが決まり次第、プラスの部分をお支払いするというような形になります。

【教育長】 ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。

それでは、採決したいと思いますが、先ほど申しあげましたように、第38号議案、39号議案とそれぞれに採決をしまいたいと思います。

第38号議案、学校教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次は第39号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 こちらも意義なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。

次は日程第2の協議事項に入ります。

協議事項1、令和4年度教育委員会事務事業概要について、説明をお願いいたします。

教育次長。

【教育次長】 それでは、教育委員会事務局の事務事業概要につきまして、初めは、全体的なことということで私のほうから、その後、各担当課長のほうより御説明をさせていただきます。

教育委員会資料の3、黄色い表紙の事務事業概要令和4年度、こちらを御覧ください。一枚おめくりいただきまして、目次ということで、教育目標、それから教育委員会、品川教育ルネサンス、ここまで私のほうで御説明をさせていただきます。さらにおめくりいただきまして、下のほうにページがございます。1ページ、品川区教育委員会の教育目標、基本方針ということでございます。

令和4年の4月1日の改正に向けまして、3月に御審議をいただいたところでございますが、教育目標といたしまして、前文のリード文、こちらの1行目のところに、持続可能な社会を担うという言葉を入れさせていただいております。

それから項目は1から5ということで、人権教育の推進、2番目が確かな学力の定着と向上、3番目が、体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進、4番目が、家庭・学校・地域の連携強化、5番目が、伝統・文化の継承と読書環境の充実、ここに関わる内容を一文でまとめたものでございます。

3番の、項目の1行目のところです。これも、前回御案内をさせていただきましたけれども、東京2020大会が終了いたしましたので、競技大会後のレガシーとして引き続きという言葉に修正をさせていただいております。

2ページ目以降が、より細かな具体的方針というような位置づけの基本方針でございます。

それぞれの項目について、もう少し細かく、お示しをさせていただいております。

改正されたものを改めて簡単に御案内をさせていただきますと、1の(1)「人権尊重の理念を広く定着させ」という項目ですけれども、1行目の障害のある人に続きまして、外国人、性自認という言葉を入れさせていただいております。

それから主立ったものとしたしましては、3ページ、2の(4)でございますが「Society 5.0時代に生きる」というところで、1行目のところ、新たに整備した、タブレットなどのということで整備したタブレットということで、具体的にこちらを入れさせていただいております。

その他おおむね、前年と同じような形で若干の文言修正を加えさせていただいております。

5ページ目に移りまして、教育委員会のほうになります。

ひし形の2番目、教育委員会の委員でございますが、令和4年4月30日現在ということで、現在の教育委員構成につきまして、ここに記載させていただいております。

その下のひし形、教育委員会の開催。令和3年の状況でございますが、定例会、1月から12月までそれぞれの回数の横に合計とございまして、3年につきましては15回、その他臨時会等の開催をさせていただいております。

一番下のひし形でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、学校につきましては、区立学校版感染症予防ガイドラインを作成いたしまして、随時改訂を行って、感染症対策を行っているところでございます。

区立図書館におきましても、必要な対策を講じ、安全に利用できるよう努めているところでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。教育委員会事務局の組織につきまし

では、昨年と大きくは変わらず、5課1担当課長の組織にて、事業の推進を行ってまいります。

7ページ目、大きな項目の2、品川教育ルネサンスFor The Next Generation、2nd Stage: “Progress” というようなことですが、教育改革の歩みとともに、2番目の項目の、品川ルネサンスで目指す教育、こちらに、3本の柱ということで枠組みで記載をさせていただいてございます。

特に前年とは変わってございませんが、改めまして、(1)品川コミュニティ・スクールの実施により、地域との協働による特色づくりを行う学校体制の構築ということで、地域とともにある学校づくりを上げてございます。(2)小学校・中学校・義務教育学校の3校種体制における学校教育の推進。それから(3)品川区立学校教育要領に基づいた9年間の一貫したカリキュラム。この3つの柱を主軸に据えまして、これからの時代を生き抜くために必要な、新たな価値を創造する力や、グローバルに活躍する力といった、資質・能力を身につけ、未来を切り拓く力を持つ児童・生徒の育成を図ってまいります。

8ページ目までにつきましては、以上でございます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、続きまして私から、庶務課の事務事業概要について御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。まず、事務分掌でございます。庶務課は、大きく4つの係組織で構成をしております。

所掌する事務といたしましては、教育委員会事務局全体の総括的な事業といたしまして、教育委員会の開催、予算決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員の人事を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築、維持管理、修繕、そして、文化財の保護などがございます。

おめくりをいただきまして、10ページを御覧ください。事務事業でございます。まず、庶務係でございます。庶務係ですが、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

11ページでございます。ひし形の1つ目、学校勤務職員についての人事、研修、健康管理等に関する事務を行っております。

下のほうに参りまして、PTA関連事業でございます。ひし形の3つ目でございます。

こちらでは、少年少女スポーツの普及をはじめ、おめくりいただきまして、12ページ、丸の1つ目、家庭教育講演会の開催、2つ目、家庭教育学級等の委託、3つ目、家庭教育力向上支援、こういったことを行っております。

そのほか、13ページに参りまして、一番上、83運動の推進。それから、児童の通学安全確認、学校受付業務、用務業務の委託、こういったところを実施しているところでございます。

続きまして、その下、学校施設計画係と、おめくりいただきまして、14ページ15ページ、学校施設整備担当の事務事業概要につきましては、この後、学校施設担当課長より御説明を申し上げます。

おめくりいただきまして、16ページ、御覧をいただければと思います。文化財係でございます。

1つ目のひし形、文化財保護審議会ですが、こちらは10名の委員で構成をしております、年3回程度開催をしております。

続きまして、2つ目のひし形、文化財保存活用でございます。4月1日現在の指定件数は142件で、文化財の修理、保存のための補助奨励金を交付しております。

なお、最近指定された文化財といたしまして、17ページの1行目、こちら、絹本着色宝塔絵曼荼羅という絵画が、東京都の有形文化財に指定をされております。

そのほか、文化財めぐり、魅力発見ツアーなどの普及啓発事業を行っております。私からは以上でございます。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 13ページをお開きください。中ほどの学校施設計画係でございます。

学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。現在、幼稚園1園、小学校5校、中学校1校の改築を進めております。

鮫浜小学校では、外構工事を行っており、令和4年5月に完成する予定です。

浜川小学校・幼稚園では、令和6年3月に校舎棟が完成する予定であり、令和7年度には外構工事を含め、全ての工事が完成する予定です。

第四日野小学校では令和5年7月に校舎棟が、令和7年度に体育館棟がそれぞれ完成する予定でございます。令和8年度には外構工事を含め、全ての工事が完成する予定です。

浜川中学校では、令和4年7月ごろより改築工事に着手し、令和5年10月に体育館棟が、令和8年度に校舎棟がそれぞれ完成する予定です。令和9年度には外構工事を含め、全ての工事が完成する予定です。

城南第二小学校では今年度実施設計を行い、令和5年度の工事着手を目指します。

源氏前小学校では、今後設計委託業者を決定いたしまして、基本設計を進める予定です。

最後に鈴ヶ森小学校ですが、令和4年度学校改築の準備として現況調査を行う予定でございます。

続きまして、14ページをお開きください。学校施設整備担当では、学校の改築や維持管理、修繕を担当しております。令和4年度に予定する学校施設整備については、記載のとおり工事を予定しております。

主なもので、校舎等整備では、便所改修から外部鉄骨階段改修まで記載の学校にて工事を予定しております。外壁・屋上改修は、記載の小学校4校、中学校1校で工事を予定しております。

続きまして、15ページでございますけれども、学校体育施設整備費です。記載のとおり工事等を予定しております。主なもので、プール整備から学校用地取得まで、記載の学校にて工事等を予定しております。私からは以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 続きまして私から、学務課の事務事業について御説明をいたします。19ページを御覧ください。

学務課の事業といたしましては、学校選択制をはじめとする就学事務、学校備品購入など、教育環境の整備、校務、教育事務の効率化、ICT機器を活用した、教育活動のための環境整備と運用管理、さらに、健康診断、学校給食等の実施、加えて、宿泊行事等をは

はじめとした校外活動等を行っております。3つの係を設置してございます。各係の主立った事業について御説明いたします。

学事係でございます。20ページを御覧くださいませ。最初に、学校選択の実施でございます。具体的には、小学校の選択制におきましては、隣り合った学区の学校から、中学校については、区内全域から希望選択をすることができる制度となっております。

21ページのほう、下部に、学校選択4年度の入学者の日程について記載してございます。また、22ページに、各学校3年度に実施いたしました個別の状況を記載してございます。

続きまして、23ページを御覧くださいませ。学級編制でございます。学級編制につきましては、令和3年度より35人学級制が始まりまして、今年度につきましては、経過措置で小学校が1年から3年生が35人制となっております。

また、7年生につきましては、東京都の教員加配措置もございまして、35人学級で対応してございます。

学級編制の状況につきましては、中段小学校、下段中学校の状況を記載してございます。各学校の状況につきましては、58ページ、59ページに一覧を掲載してございます。

続きまして、24ページを御覧くださいませ。就学援助でございます。就学援助につきましては、経済的に困難があると認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助を行っているものでございます。

こちら受給状況でございますけれども、24ページ下の部分が小学校、25ページ上の部分が中学校、その下が小中合わせた合計という形になってございます。

右の受給率を見ていただきますと、令和元年度から3年度にかけて記載してございますけれども、全体では少しずつ減少していているという状況でございます。

続きまして、校務情報管理対策担当でございます。こちらの係ではお子さんに対するICTの関係、それから事務等のシステムの関係、ICT全般に関して担当している係でございます。25ページの下部でございます。国が行っております、GIGAスクール構想の推進のために、2年度末から、1人1台の端末を整備、配備し運用を行っております。

26ページへお進みいただきまして、iPadをはじめ電子黒板や、パソコン教室、パソコンの教室用タブレットなどの運用管理を行っているところでございます。

下部へ行きまして、26ページの中段から、保健給食係でございます。保健給食係では、新型コロナウイルス感染症対策として、衛生用品の購入を始め、児童生徒の感染対応を保健所と連携して行うなど、児童生徒の健康、衛生管理、学校給食といったものの運営を行っております。また、環境教育の一環として、牛乳パックのリサイクル回収を行っております。

28ページにお進みいただきまして、校外施設、下段のほうでございます。移動教室や夏季林間学園について、学務課で担当してございますけれども、2年度3年度につきましては、コロナという状況でございます。2年度につきましては、実施を中止いたしました。3年度につきましては、コロナの感染拡大状況に応じて、日程変更や、実施日数の短縮、都近郊での日帰り授業への変更など、柔軟に対応いたしまして、子供たちの体験活動の確保に努めました。

今年度は昨年度実施できなかった7年生の移動教室については、7年生と8年生、2学

年で実施する予定となっております。学務課については以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について御説明いたします。30ページを御覧ください。

指導課では、教職員の人事、服務、給与、研修等に関すること。一貫教育や、品川コミュニティ・スクール等、教育施策の企画に関することを担っております。事務分掌は教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めてまいります。

まず、31ページ、教職員人事係のところを御覧ください。教職員人事係は、人事服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。一番下の区固有教員の採用につきましては、令和4年4月1日現在、26名の教員を任用しております。今年度は、令和5年度に任用する教員4名程度の採用事務を行っております。

次に、32ページ、33ページに掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員、非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

また、33ページの上段に掲載しております学校働き方改革についてですが、これまでに引き続き、教員の事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置や、教員の勤務時間外の電話委託など、しながわ働き方ルネサンスを推進してまいります。

33ページ、下段以降につきましては、指導主事及び学校地域連携係の事務事業でございます。一貫教育の推進については、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会も運営いたします。そのほかに、小中一貫教育全国連絡協議会の運営、品川区の教育に関する評価やリーフレット等の発行など、様々な事業を展開してまいります。

また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の、品川区独自の施策につきましても、引き続き実施してまいります。

大きい項目といたしまして、35ページ上段に掲載いたしましたように、ICTの活用推進事業を推進してまいります。配備されたタブレット端末を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びを推進するため、教職員を対象とした研修や端末の活用状況調査を実施いたします。

また、これまでの学校の取組と成果を広く周知しまして、今後の有効的な活用や、児童生徒の育成について考える機会として、ICTシンポジウムを開催いたします。

次に、学校地域連携推進についてです。品川コミュニティ・スクールですが、平成30年度から全校展開となり、現在各学校で、校区教育協働委員会と学校支援地域本部を設置し、教育活動の充実に向けて、様々な学校支援活動を行っております。これからも地域の方々や地元の企業等、関係者の皆様の理解を深めるとともに、地域の学校の協働体制を強めまして、地域とともにある学校づくりを一層推進してまいりたいと考えております。

36ページに参りまして、品川英語力向上推進プランにつきましては、1年生から6年生には引き続きALTやJTEを活用した区独自のカリキュラムを推進してまいります。

また、4年生を対象としたジュニア・イングリッシュキャンプですが、今年度の自校での開催に加え、東京都の施設である「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」の活用も行ってまいります。

一番下になりますが、7年生から9年生を対象とした、英語力向上推進事業としましては、ALTの派遣、グローバル人材育成塾やイングリッシュキャンプの開催、品川オンラインレッスンにつきましては、対象をこれまでの8年生に加え、今年度からは9年生にも拡充して実施いたします。

37ページになりますが、学校2020レガシー事業でございます。これまで推進してきたオリンピック・パラリンピック教育を、競技大会後も長く続く教育活動として継続発展させ、共生・共助社会の形成を担う子どもたちを育成してまいります。令和元年度から実施しております、ブラインドサッカーの体験教室を引き続き行うとともに、各校で行っているオリンピック・パラリンピック教育の活動を学校の特色としてサポートしてまいります。以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 教育総合支援センターにつきましては、38ページからになります。ポイントを絞って御説明いたします。

センターの主な機能は(1)から(5)のとおりでございます。(1)各学校の教育課程並びに学習生活指導への指導・助言、(2)、いじめや不登校対策等の早期対応・解決、(3)特別支援教育の充実、(4)教育相談室での電話や来室を通しての個別相談業務、(5)教職員研修の実施、学習指導等の資料や情報の蓄積と提供でございます。

以上のような機能を推進するため、指導主事、教育事務係、相談支援担当、特別支援教育係、「HEARTS」、教育心理相談員などの教育、心理、福祉等の専門家がチームとして連携を図りながら課題解決に向けて取り組んでおります。

38ページ下の段から39ページにつきましては、各係の業務でございます。39ページは、教育事務係です。教科書センターの運営、市民科・各教科の事務、学校における教育活動への支援を行っております。

続きまして、40ページ下の段からは、相談支援担当でございます。

41ページ中段はいじめ対策です。品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会を実施しております。

また、HEARTSという品川の学校支援チームを組みまして、いじめ問題をはじめ、不登校等の早期発見を図っております。メンバーは表記にはございませんが、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、警察OB、指導主事でございます。なお今年度より教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、心理士を増員し、体制の強化を図りました。HEARTS専用電話、目安箱の設置、配布したタブレット等々によりアクセスできるアイコンを通じて、児童・生徒の相談に迅速に応じ、早期発見・早期解決につながるようにしております。

次に、不登校等の対応です。42ページから、適応指導教室についてでございます。マイスクール八潮、五反田、浜川の3つの施設がございます。不登校またはその傾向にあるお子さんに対して、自発的な学習や、その他の活動の場を提供しております。

42ページから、主に指導主事の業務でございます。体力向上、部活動支援員の配置、市民科、人権同和教育、教員研修を推進しております。

44ページ中段からは特別支援教室係です。就学相談、転学相談、介助員、学習支援員の配置、定期的に巡回する相談員により、特別な配慮を要するお子さんを支援しております。

す。

なお、45ページに記載のとおり、令和3年度から医療的ケアが必要な児童生徒の入学については、主に就学相談を通じ、必要な看護師配置を実施しているところでございます。

46ページ中段最後でございます。清水台小学校「さいから学級」の運営でございます。長期・短期の入院、加療を要する児童の学習の場を保障するために、昭和大学病院の一室をお借りしまして、担当教員が指導に当たっております。私からは以上でございます。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から品川図書館事務事業の説明を行います。47ページを御覧ください。

区立図書館では、図書や視聴覚資料の貸出し、地域に関する情報の提供のほか、利用者のニーズに応じまして、幅広いサービスの展開を実施しているところです。平成16年度から品川図書館の窓口業務は委託しておりまして、平成27年から品川図書館を除く地区図書館については、指定管理者制度を導入しております。

事務分掌となります。3つの係がございます。管理係につきましては、庶務及び内部管理部門となります。

事業担当の第一担当につきましては、一般図書担当部門、第二担当につきましては、児童図書担当部門となります。

他課との連携事業でございますが、一番下段、学校図書館サポートにつきましては、学校と図書館の間をオンラインネットワーク化したしまして、学校図書館の運営支援要員を配備するなどをしているところでございます。

おめくりいただきまして、48ページを御覧ください。上から3つ目の「はじめてのえほん よんで よんで」事業でございますけども、こちらは子ども育成課、保健センター等と連携し、4か月健診の際に、引換券を配付いたしまして、絵本パックと呼ばれるかばんに本などの入れたものを来ていただいた親御さんにお渡しする事業をやっております。これまでのえらべる本も3冊でありましたけれども、この6月より5冊に増やす予定で進めているところでございます。

それで49ページを御覧ください。事務事業になります。全館共通のサービスですけれども、品川区立図書館は、表記のとおり、全て同じ開館時間となっております。

休館日につきましては、第2木曜日と第4月曜日の2つグループに分けまして、平成3年度以降、区内の図書館はどこかが開いているという状況をつくっております。

真ん中になりますけども、年末開館、品川と、荏原、大井、大崎図書館につきましては、年末開館をいたしてございまして、12月30日まで、開いているところでございます。貸出しサービスについては、以上のとおりです。

おめくりいただきまして、51ページ、真ん中辺、ティーンズ世代のサービス実施と読書活動の推進でございますが、今年度は、ティーンズ世代向けのサービス、読書活動の充実として、ビブリオバトル、POPコンテスト等を行うことを予定するとともに、中学生から大学生世代のボランティアを募集して、ティーンズ世代向けのサービスの活性化を進めているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、52ページ、品川図書館のみで実施するサービスでございますが、下から4つ目、電子図書館の導入、音楽データベースにつきましては、令和3

年6月から、図書館に来なくても使えるというサービスとして提供しているところでございます。

53ページになります。新規事業ですけれども、上から2番目、品川区の歴史的資料のデジタルアーカイブ構築として、品川区史などの貴重資料をデジタル化し、インターネットで公開するというのと、その次の品川図書館案内表示等の改修ということで、館内の案内表示につきましては、ピクトグラムやユニバーサルデザインを活用した整備のほうを行っていく予定です。品川図書館からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質問等があればお願いいたしたいと思いますが、非常に多岐に分かれる部分でありますので、この事務事業に従いまして、年間を通して様々な教育活動を展開していく、事務事業を展開していくという形になりますので、その都度また、報告があろうかと思えます。

そのときに細かいところにつきましては、お尋ねいただけるといいかなというふうに思いますが、全般的な部分として、これだけはちょっと確認しておきたいというところがあれば、委員の方々からの質疑をお願いできればというふうに思っております。

いかがでしょうか。

【塚田委員】 よろしいですか。

【教育長】 どうぞ。塚田委員。

【塚田委員】 3ページなんですかね。上から2番目の(4) Society 5.0時代というの、私、不勉強で知らないんですけど、これは何なんですか。

【教育長】 用語の部分でございますかね。

Society 5.0の説明をお願いしたいと思います。

庶務課長。

【庶務課長】 Society 5.0でございますが、考え方として、今ここには詳しい資料が手元ございませんが、大きく、社会の、文明の構造に合わせて、1、2、3、4という数字を振っているんですね。1が農耕、狩猟ですとかそういったところから、少しずつ、人間の文明の発達に合わせて、いろいろ呼び方をつけていってございまして、この5.0というのが、高度にICTを活用した時代と、大きく、産業構造ですとか、我々の人間の生活のありようが、ICTを活用することによって、大きく変わっていく、そういった、言葉を示すものとしてSociety 5.0という用語を使用しているというところでございます。

【塚田委員】 石器時代とか、縄文時代とか、Society 5.0時代。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 今の5つの時代というところでございますけれども、第1世代が狩猟、第2世代が農耕、第3世代が工業で、第4が情報、第5世代がこういったサイバー空間と現実空間が、同時に融合していくというようなものを表現しているところでございます。

【教育長】 おおむね了解でよろしいですか。

これは教育用語ではなくて、一般的な社会用語になるかなと思いますが、後づけで全部作っているので、何となく、今の世の中の先を見た在り方というふうに捉えておいていただけるといいかなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

吉村委員。

【吉村委員】 先ほどのお話で、細かいところはまた、やりながらということですので、まず、私がいろんな自治体を実は回ってきて思うのは、学校改築の計画はもう本当にすごいなと思います。

正直、こんなふうに学校を計画的に、次から次へ改築していつている自治体って、東京の中でもそうはないかなというふうに思っておりまして、これは非常に学校の環境を整備するということが、地区としてあるいは事務局として進めているということに関して、ぜひ、この事業計画に沿って、順調に進めていただければというふうに思います。

私1点お伺いしたいのは、35ページのところで、今回のこの品川ルネサンスのことがあって一番上から2行目のところに、それを活用した効果検証、品川学園って書いてあるんですけど、これはどういうこと。今やっている、品川ルネサンスの取組を品川学園を見て、検証していくというそういう意味なんでしょうか、これ。ちょっと意味が分からなかったもので、教えていただければと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 35ページ、2項目ということで、GTEC jr. 2を活用した効果検証については、品川学園の前期課程で、昨年度から始めた、英語の力をはかっていく試験になっております。品川として1年生から英語をやっておりますので、まず、小学校の段階で、どれだけ英語力をつけることができたかということ、4技能ごとにはかっていくものになっておりまして、こちらの結果をもとにこれからの英語に関する施策を考えていきたいと思っております。

【吉村委員】 分かりました。品川ルネサンス全体の検証ということじゃなくて、英語の部分の検証をするという、そういう意味ですね。分かりました。

【教育長】 GTECでもって、英語の部分に係る効果検証をそこで進めていこうという取組という理解でよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたようにまた、年間を通して、状況につきましては、細かく見ていければと思っております。

令和4年度教育委員会事務事業概要について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件は了承いたします。

次は日程第2、協議事項2 令和3年度区立学校におけるいじめ事案についてということになっておりますけども、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件と考えますが、事務局としては、この会議の取扱いについては、どのように調整しておりますでしょうか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 令和3年度区立学校におけるいじめ事案につきましては、現在継続中の案件でございます、個別のいじめ事案の進め方に関する協議の場でもございます。

したがいまして、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたしております。以上です。

【教育長】 今、教育総合支援センター長より説明がありましたが、本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議として、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に協議することとしたいと思いますが、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件につきましては、そのように決定いたします。

したがいまして、次は日程第3、報告事項1 6月の補正予算について、こちらの件も、同じように区の事務事業に係る意思形成過程における案件と捉えておりますが、事務局としては会議の扱いはどのように考えておりますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 6月補正予算につきましても、現在、区議会の議決前の案件でございます。

したがいまして、公正または適正な意思決定を確保する観点からも、品川区教育委員会会議規則に基づく、非公開の会議とすることが適切であるというふうに判断をいたします。以上です。

【教育長】 庶務課長から説明がありましたように、本件も品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議として、会議日程を変更し全ての会議の終了後にしたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、こちらにも異議なしと認めまして、本件につきましてもそのように決定いたします。

日程第3、報告事項2 令和4年度第1回家庭教育講演会の開催についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和4年度第1回家庭教育講演会の開催について、資料6に基づいて御説明を申し上げます。

こちらの講演会でございますが、毎年、家庭の教育力向上、こういったことを目的といたしまして、学識経験者の方々をお招きをいたしまして、講演会を開催しているものでございます。

こちら、教育委員会の主催で行いまして、今年度につきましては、資料記載のとおり、6月16日木曜日、10時から11時、区役所の講堂にて実施をする予定となっております。

講師の方でございますが、今年度、人材コンサルタントとして活躍をされていらっしゃいます、孫ちゃんすさんにお声をおかけしているところでございます。

こちらは講演の内容といたしましては、資料記載のとおりでございます。テーマとしては、こちらはコーチングとなります。こちらについては、当日は、手話通訳の方をつける予定でございます。

また、こちらの内容は、講堂で行うものを後日、ユーチューブで配信をするということも考えてございます。私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

こちらのほうは、講演内容をユーチューブで後日配信ということですが、ライブとかで、ハイブリッドでオンライン配信をするということは考えてはおりませんか。

庶務課長。

【庶務課長】 現時点では、ユーチューブに関しましては、一旦ちょっと撮らせていただいて、それを後日という形で考えているところでございます。

【教育長】 会場のほうにあとはおいでいただくという形ですね。了解しました。講堂での開催ということで。

令和4年度第1回家庭教育講演会の開催につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

次は日程第4、その他 令和4年7月行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和4年7月の行事予定について資料9をお手元に御用意いただければと思います。

こちら、7月は、まず定例会といたしましては、通常どおり第2、第4火曜日、2回行うこととございます。

7月26日のところを御覧ください。こちら、今年の5月1日に、戸越公園内にオープンをいたしました、エコルとごし。こちらを、委員の皆様にご覧いただきたいというふうに予定をしているところでございます。

こちら、7月26日火曜日1時に、現地集合していただきまして、それぞれ、施設を御視察をいただければと思います。なお当日は、区の環境課長、それと、エコルとごしの館長が皆さんを御案内をさせていただくという予定でございます。

視察後、公用車で庁舎にお戻りをいただきまして、15時、午後3時から、引き続き定例会というところで予定をしているところでございます。予定としては、以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑があれば、お願いいたします。

スケジュール的には問題ございませんでしょうか。

それでは、令和4年7月行事予定につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件も了承いたします。

事務局からその他何かありますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 では、先ほど決定いたしましたとおり、これからは非公開の会議といたしたいと思っておりますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —